

総合評価方式(条件付一般競争入札)に係る運用の見直しについて ～お知らせ～

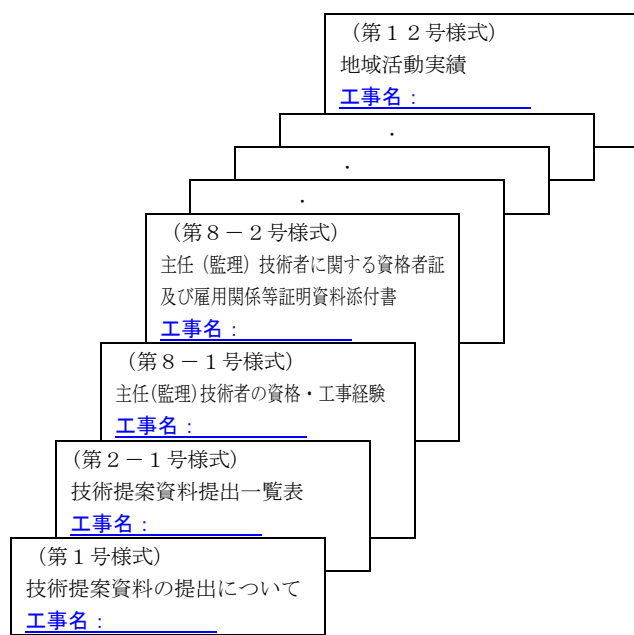
令和7年3月12日
山口県

令和7年4月1日以降に入札公告する工事について、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

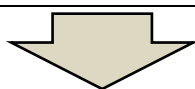
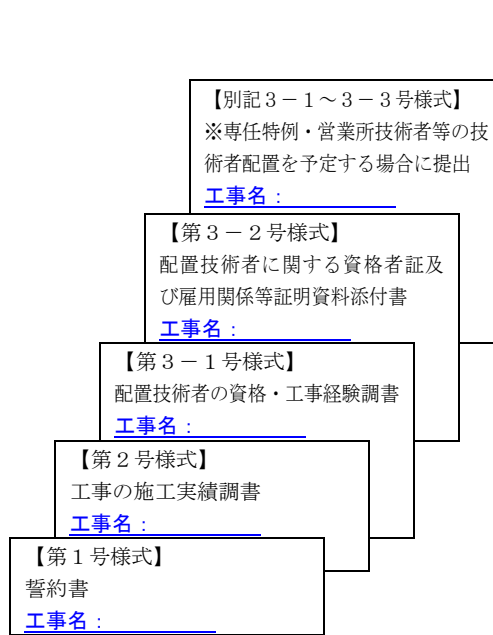
1 技術提案資料等（様式）における記載事項の簡略化

■令和6年度まで：すべての様式に「工事名」を記載

○技術提案資料（特別簡易型の場合）

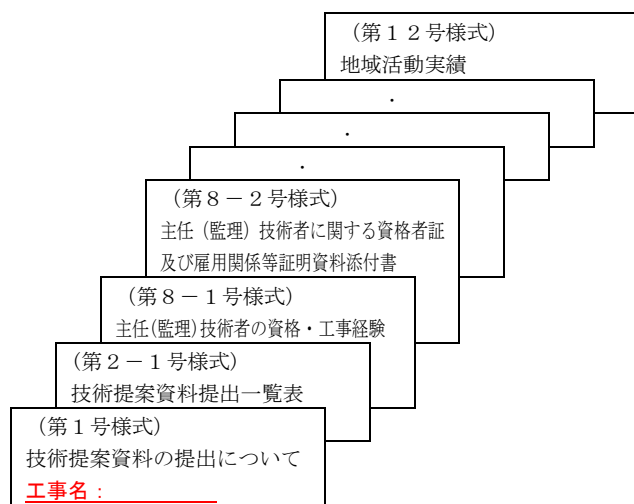


○一般競争入札参加申請確認資料

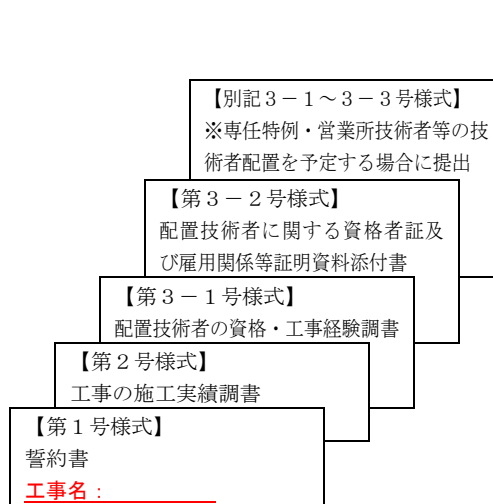


■令和7年度から：表紙（1枚目）の様式のみに「工事名」を記載

○技術提案資料（特別簡易型の場合）



○一般競争入札参加申請確認資料



2 技術提案資料等の書面提出の廃止

電子入札システムに添付可能なデータ容量の拡大に伴い、技術提案資料及び入札参加資格確認資料の提出方法は、山口県電子入札システムによる電子データ提出のみとし、持参・郵送等による書面提出は受け付けません。

■令和6年度まで 電子データまたは書面	➡	■令和7年度から 電子データのみ※
------------------------	---	----------------------

- ※ 発注機関における受付時の添付書類等のチェックは行いませんが、提出期限内であれば訂正した資料を再提出することは可能ですので、再提出したい場合は発注機関にお問い合わせください。
- ※ 土木建築部、農林水産部、山口県企業局、山口県警察本部以外が発注する工事では、現時点で電子入札システムを利用できないため書面提出となる場合があります。

3 「同種工事の施工実績（施工経験）」に係る提出資料等の見直し

(1) 提出資料の限定

請負金額500万円以上の公共工事におけるコリンズ登録の義務付けから15年以上が経過し、コリンズの登録内容確認書による資料提出が大半を占める状況にあることから、確認書類の優先順位を見直すとともに、複数書類を必要とする契約書の写し等を確認できる資料から削除します。

また、共同企業体で施工した工事の実績については、共同企業体協定書の写しの添付を不要とし、登録内容確認書（又は建設工事施工証明書）に記載された出資比率で確認するものとしします。

■令和6年度まで (優先順位) ① 建設工事施工証明書 ② 契約書の写し等 ③ 工事カルテ受領書※又は 登録内容確認書★ <JV実績の場合> ・共同企業体協定書	➡	■令和7年度から (優先順位) ① 登録内容確認書★ ② 建設工事施工証明書
---	---	---

- ※ 工事カルテ受領書は、平成21年7月以前に発行されていた書面でJACICの理事長印が押印されていれば有効な書面ですが、令和7年度発注工事における「過去15年間の同種工事の施工実績」は平成22年4月1日以降となりますので、記載を削除します。
- ★ 様式にコリンズ番号を記載した場合に限り、登録内容確認書の添付を省略できます。

(2) 配置技術者の同種工事の施工経験（従事期間）を確認するための資料

同種工事の経験として記載した工事の工期と従事期間が一致しない場合は、同種工事の経験を有していることが確認できる資料を求めていましたが、「施工経験として記載した同種工事において当該技術者に途中交代があった場合は、従事期間が確認できる最終工程表を添付すること。」に表現を見直しました。

※分かり易い表現に見直したものであり、提出資料に変更はありません

4 自己採点方式の対象拡大

「自己採点方式」（入札参加者の「自己採点」による評価項目の加算点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者についてのみ、技術提案資料等の審査を行う方式）について、特別簡易型においては本格実施、簡易型においては試行します。

また、型式ごとの技術提案資料提出一覧表の様式（特別簡易型：第2-1号様式、簡易型：第2-2号様式、標準型：第2-3号様式）を自己評価できるエクセルファイルに変更します。

■令和6年度まで ☆使用する一覧表様式

特別簡易型：試行 ☆第2-1a号様式
簡易型：対象外
標準型：対象外



■令和7年度から ☆使用する一覧表様式

特別簡易型：本格実施 ☆第2-1号様式
簡易型：試行 ☆第2-2号様式
標準型：対象外

※ 第2-1a号様式（試行用）は廃止

詳細については、技術管理課ウェブページをご参照ください。

土木建築部 > 技術管理課 > 【工事】総合評価方式による競争入札・トップページ
○自己採点方式の運用（試行）について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html#2>

5 その他

(1) 「総合評価方式に関するQ&A」を更新しました。

土木建築部 > 技術管理課 > 【工事】総合評価方式による競争入札・トップページ
○総合評価方式に関するQ&A

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html#9>

(2) 工事成績評定点の平均点について

令和7年7月1日以降に公告する工事に適用する工事成績評定点の平均点については、昨年度同様、メールにて通知する予定ですので、令和7年6月中旬頃までに改めてお知らせします。

(3) 配置技術者の「継続学習 (CPD) 制度の取組状況」について

各認証団体の証明書の提出にあたっては、証明日 (任意の日) が有効期間内であることに留意してください。

【例】 「(一社)全国土木施工管理技士会連合会」の継続学習証明書 (CPDS) の場合

注意点

- ① 令和7年度の発注工事は、証明日 (任意の日) が、2025年4月1日から入札公告日までの間であることが必要です。

証明日が「2025年3月31日以前」又は「入札公告日の翌日以降」の場合は無効です!

- ② 取得単位数が、各認証団体の証明期間に応じた推奨単位以上であることが必要です。

(1年間:20ユニット、2年間:40ユニット、3年間:60ユニット、4年間:80ユニット、5年間:100ユニット)

「証明期間1年間」 (設定する期間1年) の場合

(一社)全国土木施工管理技士会連合会
継続学習制度 (CPDS) 学習履歴証明書

発行年月日 2025年〇月△日

申請日	2025年〇月△日	
証明日	2025年◎月◎日 (20XX年◇月▽日~2024年◎月◎日) (証明日より以前1年間の学習履歴を証明します。)	
会社名	△△△建設 (株)	
会社住所	〒XXX-XXXX 山口県〇〇市△△	
TEL/FAX	TEL XXXX-XX-XXXX	FAX XXXX-XX-XXXX

申請のあった上記表中の会社に所属する表-1の者の証明日より以前1年間のCPDS学習履歴を証明します。

配置技術者の氏名 (各種様式に記載) が含まれていれば、複数加入者の証明書でOK

(一社)全国土木施工管理技士会連合会

印

表-1

CPDS 加入者名 (加入番号)	資格名称	資格番号	取得ユニット数						
			社内研修 のユニット 数(A)	社内研修 を除いた ユニット数 (B)	(B)の推奨単位※		合計取得 ユニット数 (C=A+B)	(C)の推奨単位	
					標準 ユニット (20unit)	推奨 ユニット (30unit)		標準 ユニット (20unit)	推奨 ユニット (30unit)
山口 太郎 (XXXXXXXX)	土木施工管理技士1級	CXXXXXXXX	0 unit	21 unit	取得	-	21 unit	取得	-
防府 次郎 (XXXXXXXX)	土木施工管理技士1級	CXXXXXXXX	0 unit	19 unit	-	-	19 unit	-	-
岩国 三郎 (XXXXXXXX)	土木施工管理技士1級	CXXXXXXXX	0 unit	35 unit	取得	取得	35 unit	取得	取得
.
.
.
合計		3名	0 unit	75 unit			75 unit		

20ユニット
以下なので
加算点なし

(以下、省略)